

中井町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,068	千円 4,203,332	千円 386,839	千円 960,213	% 22.8	% 22.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 90	千円 343,390	千円 74,261	千円 134,749	千円 552,400	千円 6,138	千円 5,452

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円 390,590	円 386,804	3,786円 (0.96%)	% 0.98	% 0.89	% 1.10

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 4.50	月 4.40	月 0.10	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

	各年度の支給割合										
	平成 26年 度	平成27年度		平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度
		4月1日 時点	遡及改定 後								
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
中井町の支給割合	3%	3%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%	4%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中井町	43.3歳	314,183円	346,540円	332,891円
神奈川県	42.5歳	319,151円	407,064円	360,813円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	41.8歳	300,726円	355,819円	326,790円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中井町	58.0歳	1人	250,000円	262,000円	252,000円
神奈川県	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	—
類似団体	50.3歳	3人	275,889円	303,817円	287,493円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		中井町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高校卒	147,700円	156,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

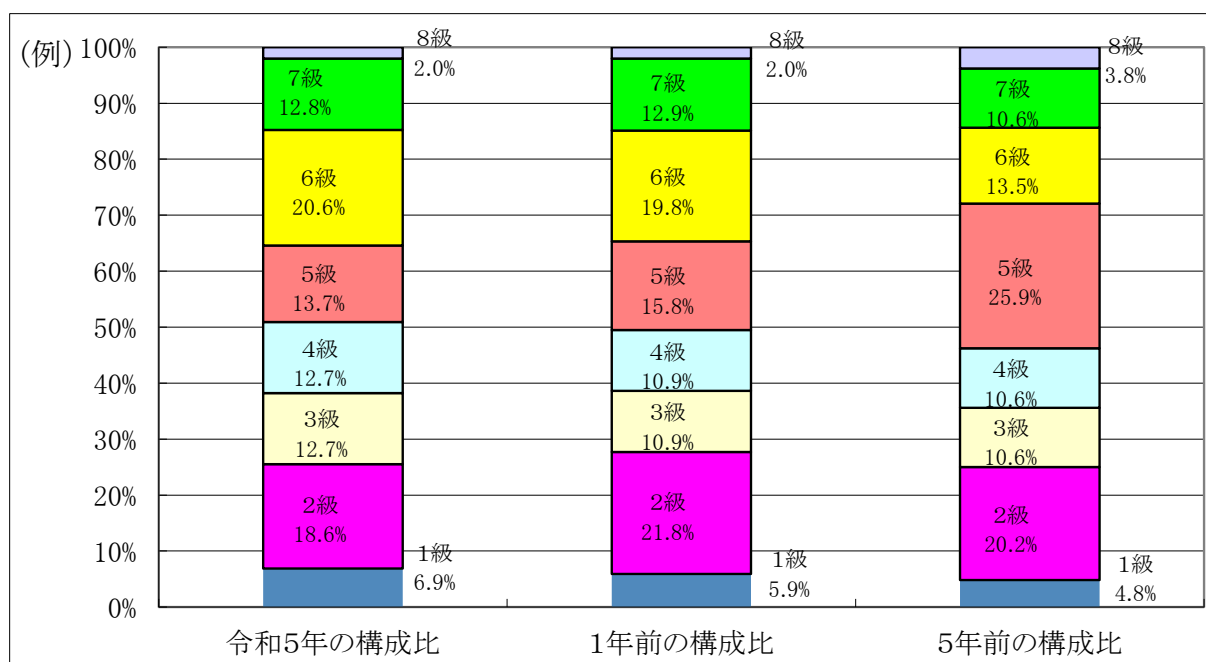
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,600円	333,600円	366,500円	402,300円
	高校卒	233,800円	—	—	376,400円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

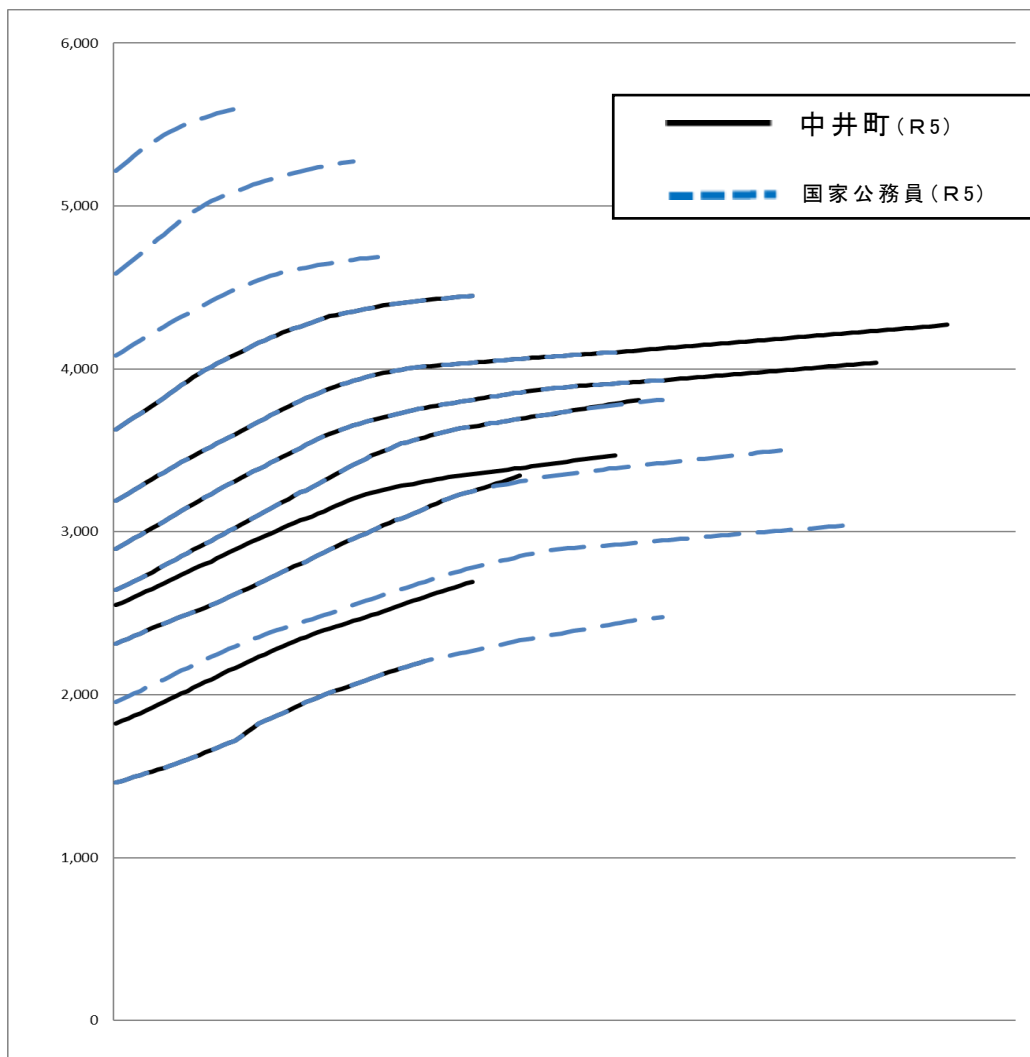
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	7人	6.9%	150,100円	223,300円
2級	主事・技師	19人	18.6%	185,200円	269,900円
3級	主任主事・主任技師	13人	12.7%	234,400円	334,400円
4級	主査	13人	12.7%	256,800円	347,100円
5級	班長・副主幹・副技幹	14人	13.7%	266,000円	381,100円
6級	主幹・技幹	21人	20.6%	290,700円	403,800円
7級	課長・事務局長・園長	13人	12.8%	319,200円	427,000円
8級	参事	2人	2.0%	362,900円	444,900円

- (注) 1 中井町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（中井町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中井町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,502千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,708千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（中井町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

中井町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職措置(最大20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(割増率2～45%))		
1人当たり平均支給額	※千円	※千円			

(注) ※の欄は、統計の処理上、公表は行いません。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		14,186千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		152,538円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全域	4%	93人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		57千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		2,714円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		21.9%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
町税等徴収手当	町税徴収に従事する職員	滞納処分事務	8千円	日額300円
伝染病等衛生業務手当	衛生業務に従事する職員	伝染病の病原体に接触する業務	0千円	日額500円
行路死病人処理手当	行路死病人の保護等に従事する職員	行路死病人の看視、死体の納棺等業務	0千円	死者1件当たり 3,000円、 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手当	環境業務に従事する職員	犬、猫等の死体処理業務	37千円	1件当たり500円
有害毒薬物取扱手当	環境業務に従事する職員	有害なガスの発生を伴う業務	0千円	日額500円
用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地の取得交渉業務	0千円	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	29,355千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	316千円
支給実績（3年度決算）	26,004千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	310千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子1人につき10,000円 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき6,500円 特定期間にある子に対する加算額 1人につき5,000円	同		8,796千円	231千円
住居手当	自己所有住宅居住者5,000円(新築購入後5年間7,000円) 賃貸住宅居住者支給限度額27,000円 その他の職員未支給	異	自己所有住宅居住者未支給	8,071千円	147千円
通勤手当	交通機関利用者運賃等相当額(限度額55,000円) 交通用具使用者片道2km以上から支給2,000円～(通勤距離に応じて支給)	同		4,347千円	57千円
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の25%以内(町規則により52,400円～75,500円を支給)	同		10,225千円	730千円
管理職員特別勤務手当	管理職が休日等に勤務したときに支給 8,000円～12,000円	同		140千円	70千円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事したときに支給 1回につき6,500円	異	1回につき4,400円	780千円	15千円

5 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		給料 月 額 等	
給料	町長	796,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 505,800円
	副町長	638,000円	710,000円 / 473,100円
報酬	議長	355,000円	360,000円 / 205,000円
	副議長	278,000円	300,000円 / 175,000円
	委員長	264,000円	
	議員	254,000円	280,000円 / 155,000円
期末手当	町長 副町長	(令和4年度支給割合) 4.05月分	
	議長 副議長 委員長 議員	(令和4年度支給割合) 4.00月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	796千円×37.5/100×48月	14,328千円 任期終了ごと
	副町長	638千円×25.0/100×48月	7,656千円 任期終了ごと
	備考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(7) 部門別職員数の状況と主な増減理由

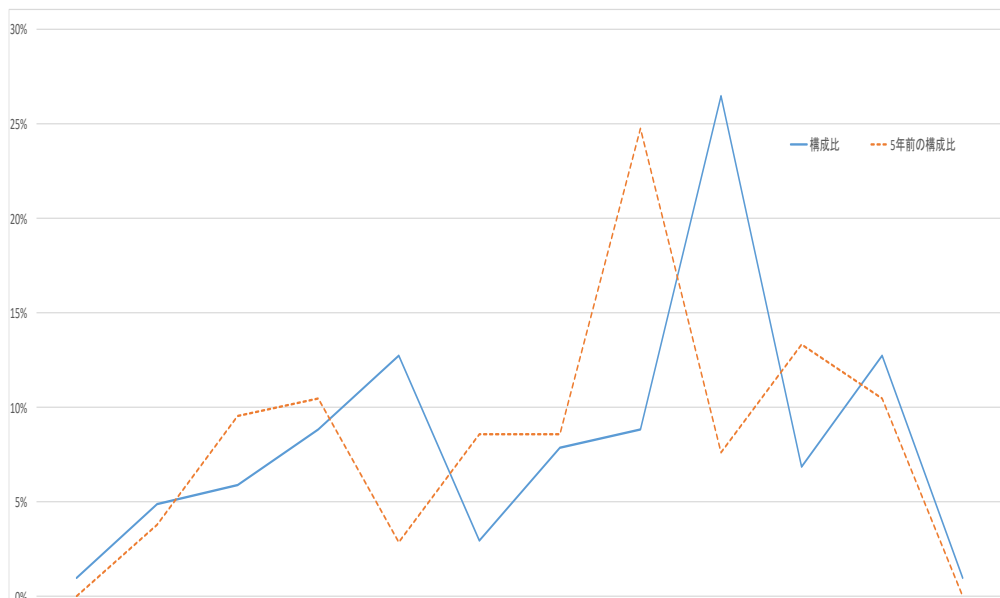
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	29	28	+1	
		税務	7	6	+1	
		農林	6	6	0	
商工		2	2	0		
土木		8	8	0		
民生衛生		7	8	△1		
計	68	67	+1	<参考> 人口1万当たり職員数 74.99人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 117.72人)		
教育部門	23	23	0			
小計	91	90	+1	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.35人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 139.97人)		
公営企業等部門	水道	4	4	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	5	5	0		
小計	11	11	0			
合計		102 [123]	101 [123]	+1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 112.48人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	5人	6人	9人	13人	3人	8人	9人	27人	7人	13人	1人	102人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	67	66	65	66	67	68	+1(+1.49%)
教育	25	25	24	24	23	23	△2(△8.00%)
普通会計計	92	91	89	90	90	91	△1(△1.09%)
公営企業等会計計	13	13	12	11	11	11	△2(△15.38%)
総合計	105	104	101	101	101	102	△3(△2.86%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(7) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占め る職員給与費比率
4年度	千円 255,021	千円 96,764	千円 28,227	% 11.1	% 10.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 4	千円 18,960	千円 1,904	千円 7,363	千円 28,227	千円 7,057	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項：なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	48.0歳	354,925円	421,084円
団体平均	44.2歳	358,409円	568,568円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中井町	中井町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,841千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,502千円

支給月数及び加算措置の状況については、4（1）と同様

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

令和4年度の退職者なし

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		756千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		189千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	4%	4人	0%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	49千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	24千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	6

手当の名称、支給単価については、4（6）と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	513千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	171千円
支給実績（3年度決算）	554千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	185千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	—	1,260千円	315千円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ	—	516千円	129千円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ	—	122千円	41千円
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ	—	704千円	704千円
管理職特別勤務手当	一般行政職と同じ	同じ	—	0千円	0千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占め る職員給与費比率
4年度	千円 472,775	千円 80,482	千円 12,892	% 2.7	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	人 2	千円 9,119	千円 204	千円 3,569	千円 12,892	千円 6,446	千円 5,920

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項：なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	50.0歳	357,450円	388,198円
団体平均	43.8歳	360,719円	542,953円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中井町	中井町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,784千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,502千円

支給月数及び加算措置の状況については、4（1）と同様

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

令和4年度の退職者なし

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		351千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		175千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	4%	2人	0%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	0.0%

手当の種類（手当数）	6
------------	---

手当の名称、支給単価については、4（6）と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	59千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	29千円
支給実績（3年度決算）	197千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	99千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

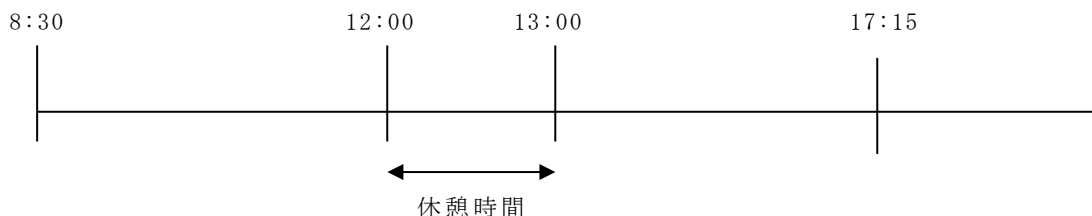
カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	—	240千円	240千円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ	—	60千円	60千円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ	—	85千円	85千円
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ	—	0千円	0千円
管理職特別勤務手当	一般行政職と同じ	同じ	—	0千円	0千円

8 勤務時間その他の勤務条件

(7) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。勤務時間の途中に1時間の休憩時間があります。（令和5年4月1日現在）



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

（各年1月1日から12月31日） （単位：日）

令和4年の平均取得日数	令和3年の平均取得日数
10.6日	10.6日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種 類	付与日数 (日)	取得者数 (人)	
		令和4年	令和3年
(1)選挙権を行使する場合の休暇	※	0	0
(2)証人等のため官公署に出頭する場合の休暇	※	0	0
(3)骨髄提供のために検査、入院等をする場合の休暇	※	0	0
(4)ボランティアをする場合の休暇	5日	0	0
(5)結婚をする場合の休暇	5日	1	3
(6)女性職員の産前休暇	産前6週間	1	2
(7)女性職員の出産休暇	産後8週間	1	2
(8)子が1歳に達しない職員の育児休暇	30分×2回/日	0	0
(9)男性職員の妻が出産する場合の休暇	2日	2	2
(10)男性職員の育児参加のための休暇	5日	1	1
(11)小学校就学前までの子の看護休暇	5日(10日)	10	6
(12)要介護者の介護等のための休暇	5日(10日)	0	0
(13)親族の死亡のための休暇	1日～7日	14	10
(14)父母の祭日(法要)のための休暇	1日	0	0
(15)夏季休暇	5日	96	100
(16)災害による住居復旧作業等による休暇	7日	0	0
(17)交通機関の事故等により出勤が困難な場合の休暇	※	40	65
(18)災害時の身体危険回避のための休暇	※	0	0
(19)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による休暇	※	0	0
(20)女性職員の生理休暇	2日	0	0
(21)女性職員が母子保健法による検査を受診のための休暇	※	0	2

(注) ※印の付与日数は、「必要と認められる期間」です。

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、介護休暇は、一の要介護状態ごとに3回以下かつ合計6月以下の範囲内で取得することができ、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。介護時間は、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができます。

	取得者数 (人)	
	令和4年度	令和3年度
介護休暇	0	0
介護時間	0	0

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数 (人)	
	令和4年度	令和3年度
病気休暇	4	5

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数（人）	
	令和4年度	令和3年度
育児休業	3（1）	3（2）
部分休業	2（2）	2（2）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

（各年4月1日現在）

組織等	説明	令和5年度		令和4年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
衛生管理者	健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	5	5	5	5
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	1	1	1	1
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	1	1	1	1

9 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

区分	令和4年度	令和3年度
分限処分者	2	3
懲戒処分者	0	1

1 0 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	付与日数（日）	承認者数（人）	
		令和4年	令和3年
総合健康診断を受診するための休暇	1日	52	50
消防団等の公益活動に参加するための休暇	必要と認められる期間	1	1

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数（件）	
	令和4年度	令和3年度
国政選挙投票立会人	2	2

1 1 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（中井町人材育成基本方針）を平成17年度に策定しました。

中井町人材育成基本方針では、中井町が育成すべき職員像を「町民とともに、考え、行動し、成果を喜び合える職員」とし、各職位層における具体的な育成目標及び方針を定めています。

なお、中井町人材育成基本方針は、町のホームページに掲載されています。

(2) 研修実施状況

(令和4年度 派遣研修)

研 修 名	受 講 者
マネジメント	課長級 1 人
コーチング	主幹級 1 人
法制執務 (基礎)	主任主事級 1 人
災害に関する危機管理	主事補級 1 人
住民対応 (接遇)	主事補級 1 人
新採用職員 (前後期)	主事級 2 人
メンタルヘルス	課長級 1 人
マネジメント (若年層向け)	主査級 1 人
チームビルディング共同	班長級 1 人
プレゼンテーション共同	主事級 1 人
文書力向上共同	主事補級 2 人
タイムマネジメント	主事級 2 人
自治体向け SNS 活用	主査級 1 人、主事級 1 人、主事補級 1 人
政策形成	副主幹級 1 人、主査級 1 人

(注) この表に掲げるほか、町主催で新採用職員研修、人事評価被評価者研修を実施しました。

1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します(公立学校に勤務する栄養士、用務員等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員(職員)の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金は、平成27年10月から厚生年金と一元化されたことに伴い、公務員は厚生

年金加入者となり、国民年金（基礎年金）及び厚生年金、旧職域部分の廃止により新設された「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の3つから構成されることとなりました。

【 厚生年金 】

老齢厚生年金	原則として、被保険者（組合員）期間などが25年以上で、かつ、65歳以上であるとき（支給開始年齢の特例あり）
障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
障害手当金	
遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき

【 年金払い退職給付 】

退職年金	原則として、組合員期間が1年以上で、かつ、65歳以上であるとき
公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったとき
公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡したとき

【 基礎年金 】

老齢基礎年金	組合員期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある人が、障害等級1級または2級に該当する障害者になったとき
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その人に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子など）がいるとき

③ 福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
貯金事業	給料から天引きにより積立
物資立替事業	自動車代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		令和4年度		令和3年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	0	0	1	0
	補償件数	0	0	1	0

公務上の 災害	新規認定件数	1	0	1	0
	補償件数	1	0	1	0

(3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

(4) メンタルヘルスへの対応状況

産業医と面談する機会を2月に1回設け、職員の健康に配慮しています。

ストレスチェックを年1回実施し、高ストレス者からの申し出に応じて、産業医による面接指導の機会を設け、適切に対応しています。

(5) セクシャルハラスメントへの対応状況

各種ハラスメントを防止するため、町としての指針を定めています。相談を受けた場合、相談窓口が相談者等と連携して対応することとしています。

(6) その他厚生制度の概要

職員親睦会は、職員の福利厚生を増進するために設置された組織で、全職員で構成されています。職員からの会費で運営されています。

主に親睦事業を実施しています。

1.3 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

(単位：件)

令和4年度 当初係属件数	新規要求 件数	処 理 件 数					令和4年度 末係属件数
		要求認 容	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(単位：件)

令和4年度 当初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					令和4年度 末係属件数
		処分取消 し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0